

原子力規制検査の実施状況

令和3年9月16日

原子力規制庁

検査監督総括課

1. 全体概要

- 日常検査（規制事務所の検査官が主に実施）、チーム検査（本庁の検査官が主に実施）ともに、計画どおりに実施した。
- 検査指摘事項は7件確認された。内訳は以下の通り。

	実用炉	核燃料施設等	合計
原子力施設安全及び放射線安全関係	4	2	6
核物質防護関係	1	0	1
合計	5	2	7

※全て「緑」（核燃料施設等は「追加対応なし」）の判定。

2. 検査指摘事項(1/2)

(原子力施設安全及び放射線安全関係) (1/2)

	件名	概要	重要度 深刻度
1	東海第二発電所 緊急時対策室換気浄化設備の機能確認の不備	事業者の内部監査において、東海第二発電所の緊急時対策室換気浄化設備の緊急時用フィルタユニットが2011年以降適切に維持されていなかったことが判明した。	緑 SL IV
2	高浜発電所4号機 充てん／高圧注入ポンプ配管室における煙感知器の不適切な箇所への設置	充てん／高圧注入ポンプ配管室の現場確認を実施したところ、天井に取り付けられている火災感知器のうち、煙感知器1台が換気口の空気吹き出し口から水平距離で1.5m以上必要とされているところ、約1.1m離れた箇所に設置されていた。	緑 SL IV
3	高浜発電所3号機 ほう酸ポンプ室前の通路に設けられた煙感知器の不適切な箇所への設置	ほう酸ポンプ室前の通路天井に設置されていたケーブルトレイを1時間耐火シートで覆ったため天井面が約90cm低くなり、煙感知器が周囲を囲まれた、くぼみに設置されていた。	緑 SL IV
4	大飯発電所4号機 燃料取扱装置における不適切な是正処置について	2018年、3号機燃料取替装置においてゴム製リングの経年劣化による駆動用空気漏れが発生した際は是正処置として同一機種である4号機も含めてゴム製リングを使用した部位に対する適切な是正処置を実施すべきであったが、4号機の同一機器を是正処置の対象にしなかった結果、2019年、4号機燃料取替装置において同様の空気漏れが再発していた。	緑 SL IV

2. 検査指摘事項 (2/2)

(原子力施設安全及び放射線安全関係) (2/2)

	件名	概要	重要度 深刻度
5	日本原燃株式会社再処理事業所(再処理施設)放射線防護具(呼吸防護具)の不適切な選定方法について	再処理施設セル内の高汚染区域における作業員(放射線業務従事者)への放射線防護計画の状況を確認していたところ、短時間作業(1時間未満)の場合、適切な呼吸防護具が選定されない可能性がある手順(マニュアル)を運用し、不適切な防護具を選定していたことを確認した。	指摘事項 (追加対応なし) SL IV
6	公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター低放射性グローブボックス内の火災事象	低放射性グローブボックス内部の廃棄物整理作業実施中、使用する試薬等の取扱いに関するルールが不足していたことにより、可燃性固体廃棄物を内包したポリ塩化ビニル製のバッグから発火した。	指摘事項 (追加対応なし) SL IV

(核物質防護関係)

	件名	概要	重要度 深刻度
7	中部電力株式会社浜岡原子力発電所における核物質防護事案(出入管理)	立入制限区域出入口において、破壊の用に供され得る物品の持込み点検が未実施だったもの。	緑 SL IV

1. 検査継続案件（令和3年度第1四半期報告時）

- ① 柏崎刈羽原子力発電所7号機 新たに技術基準への適合性が求められる溶接部における機械 試験の未実施
- ② 柏崎刈羽原子力発電所7号機 蓄電池室（区分Ⅳ）内における火災感知器の不適切な箇所への設置
- ③ 敦賀発電所2号機 ボーリング柱状図データ書換えの原因調査分析
- ④ 日本核燃料開発株式会社 自動火災報知設備の点検未実施及び不適切な記録並びに正しくない点検方法（※3. 参照）
- ⑤ 浜岡原子力発電所5号機 非常用ディーゼル発電機（A）24時間連続運転時の排気管伸縮継手破損

2. 追加検査

- ① 柏崎刈羽原子力発電所 IDカード不正使用事案と核物質防護設備の機能の一部喪失事案に対する追加検査

3. 深刻度「SLIV」の通知

- ① 日本核燃料開発株式会社における自動火災報知設備の点検の未実施及び不適切な記録（※1. ④を参照）
- ② 伊方発電所における宿直中の重大事故等対応要員の無断外出

令和2年度の運用を踏まえ、必要なガイド類の反映を行った。

（第1段階4月、第2段階7月に改正）

① 原子力規制委員への報告（前回報告済：第1段階改正で反映）

- 柏崎刈羽原子力発電所のID不正使用事案では原子力規制委員への報告が遅れた。

→ これを受け、原子力規制検査等実施要領などを改正し、検査指摘事項になる可能性のある事案については、担当管理職が速やかに委員・幹部へ報告することとした。

② 原子力規制事務所検査官の核物質防護への関与（前回報告済：第1段階改正で反映）

- 原子力規制事務所の検査官は、これまで核物質防護に関する検査を実施していなかった。

→ 原子力規制検査等実施要領などを改正し、原子力規制事務所の検査官が原子力施設安全及び放射線安全に関する検査に加え核物質防護に関する検査や巡視を実施することとした。

③ 検査報告書の記載内容の確認（第2段階改正で反映）

- 検査報告書の記載内容について、事実誤認がないかなどを、事前に事業者を確認することが明確化されていなかった。

→第1段階改正時に、委員会から指摘を受け、検査報告書案に対する意見聴取のプロセスの必要性について意見交換会合にて再検討を行った。その結果、事実誤認を避ける上で必要なプロセスであり、事業者から事実誤認に関する申出を受けるべく改正を行った。

④ その他の改正（第2段階改正で反映）

- プラントの状態（廃止段階等）に応じて検査頻度、検査時間を見直し
- 大飯3号機の加圧器スプレイライン配管亀裂事象を踏まえ、供用期間中検査において技術基準適合性及び破断前漏えい（LBB）の成立性について確認することを追加
- PRAモデルの適切性確認ガイドにレベル1.5に関する内容を追加
 - ・ 現在までに、伊方、玄海、大飯のレベル1 PRAモデル確認済み。
 - ・ レベル1.5 PRAモデルの適切性確認の判断基準をガイドに追加するとともに、これを活用して伊方3号機のレベル1.5 PRAモデルの適切性を確認した。

7炉基1燃基-6 現在は検査官のスキルが上がっていく段階なので問題はないと思いますが、ある程度定常的になったときに、どうしても事業者との意思疎通に関してはメリットとデメリットが共存することになります（どうしても事業者は、事業者の論理を理解してもらいたいと思い、それが長年の経験がマイナスに作用する可能性がある。この点は「取り込まれないように」という表現で金曜日にもお話になっていました）。その際に、熟練者の視点とともに「素人の視点」でも検査することも重要かと思えます。
経験の度合いが大きく異なるペアで検査するとか、その場合でも経験が低い方が率直なコメントができる仕組みをお考えいただければと思います。

回答

- ・ 検査実務にあたっては若手の検査官に事業者とのコミュニケーションを主体的に行うよう一定の役割を与えています。この他、検査官同士の技術的な議論では役職や年齢に関係なく、自分自身の意見や考えを話せるように職場環境の維持に努めています。
- ・ 入庁後3～7年目の職員は、1年間業務を離れて短期的・集中的に研修を受ける教育訓練課程に入ります。この課程には、規制事務所でのOJTが用意されており、ベテラン検査官との検査業務を行います。資格を取得した後、若手職員を積極的に規制事務所へ配置する取組を行っております。研修や事務所配置の際には、若手職員でも率直なコメントができるような環境作りに引き続き配慮して参ります。

【参考】検査官の数と資格に関する状況（令和3年4月1日現在）

- 原子力検査官資格取得者数 211名
(原子力検査資格構成) 基本資格：25% (52人)、中級資格：40% (85人)、上級資格：35% (74人)
(年齢構成) 40歳未満：10%、40歳～55歳：27%、55歳以上：63%

参考：関係URL

○第1四半期報告（令和3年7月28日第23回原子力規制委員会）

<https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/010000652.html>

○ガイド類の見直し（令和3年7月14日第20回原子力規制委員会）

<https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/010000649.html>

○検査制度に関する意見交換会合

https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kiseikensa_koukai/index.html

○検査継続案件（敦賀発電所2号機 ボーリング柱状図データ書換えの原因調査分析（(P. 5)1. ③関連）
日本原子力発電株式会社敦賀発電所2号炉の新規制基準適合性審査の取扱い（令和3年8月18日第25回
原子力規制委員会）

<https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/010000655.html>

○深刻度「SLIV」の通知（(P. 5)3. 関連）

原子力規制検査で深刻度「SLIV（通知あり）」と評価した事案に関する報告（令和3年9月8日第30回
原子力規制委員会）

<https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/010000662.html>

資料 2

日本原子力発電(株) 敦賀発電所 2号機ボーリングコア柱状図データ書換えの
原因調査分析に係る原子力規制検査の実施状況(経過報告)令和3年7月28日
原子力規制庁

1. 経緯

令和2年10月30日の第916回新規規制基準適合性に係る審査会合において日本原子力発電株式会社(以下「日本原電」という。)が報告した敦賀発電所2号機のボーリング柱状図データ書換え(以下「本事象」という。)について、同社による原因調査分析の妥当性を原子力規制検査の中で確認していくこととされた。その後、原子力規制庁では、これまでに2回の公開会合及び6回(のべ10日間)の日本原電本店での検査を実施し、事実関係の整理(柱状図記事欄の書換えをするに至った事実関係の整理)を中心に日本原電における原因調査分析の状況を確認したことから、その状況を報告する。

2. 把握された事実関係

2.1 経緯(詳細な時系列は別紙参照)¹

- 平成27年11月の設置変更許可申請時においては、ボーリング柱状図の記事欄には、原則、ボーリングコアの肉眼観察結果を記載していた。(一部、薄片観察結果による記載もあったが、これらは肉眼観察結果とは別に記載。)なお、ボーリング調査は同申請以降も継続し、平成29年度末まで行われていた。
- 平成28年9月頃、担当グループ管理職及びその上司2名²は、調査会社等との打合せの中で、肉眼による再観察結果を柱状図記事欄に反映させることを決定した。(反映方法に関して、各人に認識の相違があり、上司のうち1名は書換え不可と考えていたが、他の1名と担当グループ管理職は書換え可と考えていた。)
- 更に、同年10～11月、肉眼観察に基づく断層岩区分を「固結」「未固結」を含む記載へと変更することを決定した。
- 平成29年2月頃、担当グループ管理職は、調査会社等との打合せの中で、薄片観察結果を断層岩区分に反映させることを決定した。(上司2名は打合せに参加せず、この決定は共有されず。)
- 同年11月頃、審査用に準備していた資料(調査会社作成)に誤記³が多数確認されたことを受け、日本原電は再発防止のため破碎帯に係るデータベース⁴を整理してその内容を柱状図や他の審査資料に反映することとした。この過程で、データベース内の断層岩区分の記載が薄片観察結果に変更され、その結果柱状図の記載も書き換えられた。

¹ 東海第二発電所の設置変更許可(申請日:平成26年5月20日、許可日:平成30年9月26日)

² 両者とも担当グループ管理職の上司で、審査会合にも出席していた。

³ 単純な表記間違いや記載抜けに加え、断層岩区分に係る記載に係るものも含む。

⁴ 調査会社が肉眼観察結果や薄片観察結果を踏まえ、各破碎帯の評価結果などをまとめたもの。「固結」「未固結」の評価もこのデータベースで一旦整理され、それを柱状図などの審査資料に反映した。

- 令和元年10月の第783回審査会合で、日本原電は過去の審査資料に1000箇所程度の誤記があったことを報告した。
- 令和2年2月の第833回審査会合で示された柱状図には「未固結」から「固結」への変更が17箇所あり、そのうちの1箇所について審査官から書換えが指摘された。

2.2 時系列の整理により把握された事項

(1) 審査資料としての「柱状図」に対する認識の相違

① 柱状図の位置づけに対する認識

上司2名：審査資料であっても、柱状図には原則、肉眼観察のみによる性状を記載する記録との認識。

担当グループ管理職及び担当：審査資料の作成に当たり、分かりやすさや資料間の記載整合化の観点から、柱状図は、肉眼観察及び薄片観察に基づく断層岩区分を含むデータベースの内容を転記した説明用文書であり、その他の審査資料と整合させるものと認識。

② 認識の相違の継続理由

- 上司2名は、柱状図は審査では参考資料の位置づけであり、これを確認することは重要ではないと考え、柱状図の作成を担当グループに任せていた。そのため、柱状図の内容について指導や確認などを実施していなかった。うち1名の上司は書換えを指摘された令和2年2月の審査会合までに柱状図の書換えに気付いていたが、技術的に問題ないと考え修正等の指示はしなかった。

(2) 資料作成に係る業務管理の不備

- 一連の審査資料作成の過程において、業務計画が作成されず、また、薄片観察結果を反映させるなどの方針変更がなされた際にも手順の明確化や関係者間の認識共有などの業務管理が適切に実施されていなかった。
- 柱状図、性状一覧表など各審査資料の記載についても記載すべき事項を明確に定めていなかったため、薄片観察を肉眼観察と同様に扱って柱状図記事欄に反映することとし、また、断層岩区分では薄片観察結果で得られた新しいデータを優先して上書きが行われるなど、適切に記載するための管理が行われなかった。

このように、敦賀2号機の審査資料作成においては、柱状図の位置づけに対する関係者の認識の違いがあったことや、肉眼観察及び薄片観察による膨大な破碎帯に係るデータを処理するために必要な業務管理が適切に実施できていなかったことが確認された。

3. 今後の予定

本日の議論を踏まえ、引き続き整理された時系列及び抽出された問題点について検査を進めるとともに、原因分析(直接原因や組織要因)及び再発防止策について検査していく。

(添付資料)

別紙 本事象に係る詳細な時系列

別添 例1及び例2の柱状図記載の変遷

参考1 東海第二発電所の敷地の地質・地質構造の審査に係る時系列

参考2 「敦賀発電所2号炉ボーリング柱状図の記事欄に係る不適合に対する根本原因分析の実施状況について(時系列及び問題点の抽出) 」

(令和3年7月19日 第2回敦賀2号機のボーリング柱状図データ書換えの原因調査分析に係る公開会合資料1)

本事象に係る詳細な時系列⁵

- 平成 27 年 11 月
- ・ 設置変更許可申請書を原子力規制委員会に提出。このうち柱状図は約 90 ページあった。なお、ボーリング調査は同申請以降も継続し、平成 29 年度末まで行われていた。
- 【柱状図の記載例(記載例の変遷は別添参照)】
- 例1⁶:「淡黄色の砂礫混じりシルト・粘土状を呈する。」
- 例2⁷:「明褐灰～明黄褐色の礫混じり粘土状～粘土混じり礫状を呈する。」、「にぶい赤橙～明黄褐～にぶい黄褐色粘土:累計厚 34mm」
- 平成 28 年 7 月
- ・ 上司2名、担当グループ管理職及び担当の打合せで申請書柱状図記載内容を変更しないことを決定。(ただし、今回の調査により、関係者間でこの決定に対して認識違いがあったことが判明。)
- 平成 28 年 9 月頃
- ・ 有識者、上司2名、担当グループ管理職、担当及び調査会社の打合せで、各破碎帯を断層岩区分に分類する観点⁸から、破碎帯の性状の再評価を実施することを決定。再評価は肉眼観察によるもので、この時点では薄片観察結果は反映せず。
- 【柱状図の記載例】
- 例1:「主に淡黄色の固結礫状部からなる。」に書換え。
- 平成 28 年 10～11 月
- ・ 有識者、上司2名、担当グループ管理職、担当及び調査会社の打合せで、肉眼観察に基づく断層岩区分(評価)の表現を粒径及び固結の程度(固結/未固結)で5つに再区分することを決定した。
- 平成 29 年 2 月頃
- ・ 担当グループ管理職は、有識者、担当及び調査会社との打合せで薄片観察結果を断層岩区分へ反映することを決定し、調査会社に作業を指示。
(これ以降、調査会社は、薄片観察結果を反映した各破碎帯の断層岩区分を順次、破碎帯カタログ(調査会社内のデータベース)に記載し、その内容を柱状図等の審査用資料に転記していった。この結果、審査会合等の柱状図には、順次、薄片観察結果が反映された断層岩区分が記載されることに

⁵ 東海第二発電所の設置変更許可(申請日:平成 26 年 5 月 20 日、許可日:平成 30 年 9 月 26 日)

⁶ 薄片観察に基づく断層岩区分を柱状図に反映したコアのうち、最初に審査会合に提出されたものの1つ。

⁷ 第 833 回審査会合で審査官から書換えを指摘されたコア。

⁸ 主に、固結/未固結、粘土状/砂・礫状の2つの観点で区分。

- 平成 29 年 11 月頃
- ・ 担当グループ管理職は、調査会社からの資料に誤記が多く、原子力規制庁ヒアリングに資料提出できなかったことを踏まえ、調査会社に改善を指示。
- 平成 29 年 11 月
- ・ ヒアリングにてボーリング柱状図等の修正箇所リストと変更後の資料を提出。
- 【柱状図の記載例】
- 例1:「淡黄色の未固結粘土状部 累計幅 0.3cm」を追記。この時点で薄片観察結果を反映。
- 例2:「主に明褐灰色の固結礫状部からなる。」
「明赤灰色の**未固結**粘土状部:累計幅 1.5cm」
この時点では肉眼観察のみ。
- 平成 29 年 12 月
- ・ 担当グループ管理職が調査会社から改善報告書を受領。データベースのカタログが複数存在したことが原因とし、今後は1つのカタログのみを原本として柱状図等の資料を修正する旨記載。
 - ・ 第 536 回審査会合で柱状図集(約 400 ページ)を提出。(例1及び2は 11 月の資料と同じ記載。)
- 平成 30 年 11 月
- ・ 第 657 回審査会合で柱状図集(約 900 ページ)を提出。薄片観察結果の反映により記載変更した箇所は以下の通り。
「未固結」→「固結」:1箇所
「固結」→「未固結」:6箇所
(例2は、薄片観察未反映のため記載変更なし)
- 令和元年8月
- ・ 第 758 回審査会合で、過去3回の審査会合の資料に合計 931 箇所に誤記があったこと及び原因・対策を報告。原子力規制庁は、会合で再確認を指示。
- 令和元年 10 月
- ・ 第 783 回審査会合で、再確認の結果、合計 1139 箇所に誤記があったこと及び更なる再発防止対策を報告。原子力規制庁は、会合で対策徹底等を指示。
- 令和2年2月
- ・ 第 833 回審査会合で柱状図集(約 900 ページ)を提出。薄片観察結果の反映により記載変更した箇所は以下の通り。
「未固結」→「固結」:17 箇所
「固結」→「未固結」:0箇所
- 【柱状図の記載例】
- 例2:「明褐灰色の固結礫状部及び明赤灰色の**固結**粘土状部からなる。」に書換え。この時点で薄片観察結果を反映。審査官から書換えを指摘された。

例1及び例2の柱状図記載の変遷

例1:H24-B11-1 88.93～88.97m(D-5 破碎帯)

	記事欄の記載
設置許可申請書 (平成27年11月)	・ 淡黄色の砂礫混りシルト・粘土状を呈する
第536回審査会合資料 (平成29年12月22日)	・ 主に淡黄色の固結礫状部からなる。 ・ 淡黄色の未固結粘土状部:累計幅 0.3cm
第657回審査会合資料 (平成30年11月30日)	・ 主に淡黄色の固結礫状部からなる。 ・ 淡黄色の未固結粘土状部:累計幅 0.3cm
第833回審査会合資料 (令和2年2月7日)	・ 主に淡黄色の固結礫状部からなる。 ・ 淡黄色の未固結粘土状部:累計幅 0.3cm

※第865回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 資料2-2-2 P.補足2-19-17より抜粋、加筆

例2:H24-D1-1 45.91～48.28m

	記事欄の記載
設置許可変更申請書 (平成27年11月)	・ 破碎部である。カタクレーサイトからなる。 ・ 明褐灰～明黄褐色の礫混じり粘土状～粘土混じり礫状を呈する。 ・ にぶい赤橙～明黄褐～にぶい黄褐色粘土:累計厚 34mm
第536回審査会合資料 (平成29年12月22日)	・ 破碎部である。 ・ 主に明褐灰色の固結礫状部からなる。 ・ 明赤灰色未固結粘土状部:累計幅 1.5cm
第657回審査会合資料 (平成30年11月30日)	・ 破碎部である。 ・ 主に明褐灰色の固結礫状部からなる。 ・ 明赤灰色未固結粘土状部:累計幅 1.5cm
第833回審査会合資料 (令和2年2月7日)	・ 破碎部である。 ・ 明褐灰色の固結礫状部及び明赤灰色の固結粘土状部からなる。

※第865回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合 資料2-2-2 P.補足2-11-6より抜粋、加筆

資料 2

日本原子力発電株式会社敦賀発電所 2 号炉の 新規制基準適合性審査の取扱い

令和 3 年 8 月 18 日
原子力規制庁

1. 経緯

令和 2 年 10 月 7 日の第 31 回原子力規制委員会において、日本原子力発電株式会社（以下「日本原電」という。）敦賀発電所 2 号炉のボーリング柱状図データ書換えに関しては、審査とは別に、データや知見に関する記録のあり方、品質保証のあり方について原子力規制検査で確認するとの方針が示された。

令和 3 年 7 月 28 日の第 23 回原子力規制委員会において、当該検査について経過報告を行った。同規制委員会においては、経過報告を踏まえた今後の同発電所の審査の取扱いを議論するため、審査状況を報告するよう指示があったので、これを報告するとともに今後の進め方（案）を諮る。

2. 新規制基準適合性審査の状況

令和 2 年 10 月以降の審査状況は、以下のとおり。

○令和 2 年 10 月 30 日 第 916 回新規制基準適合性に係る審査会合

- ▶ 日本原電は、ボーリング柱状図について、「記事欄は肉眼観察による一次データを記録するものであることを明確にし、今後の審査で提示する柱状図の記事欄には、調査会社報告書柱状図の肉眼観察結果のみを記載する。」との方針を示した。
- ▶ 日本原電は、「一次データの重要性に対する理解の徹底、記録の識別の徹底、審査資料のレビューの強化、品質保証に係る教育の実施等の是正処置を行い、再発防止を確実に実施していく。」との方針を示した。
- ▶ 審査チームは、日本原電から、評価に必要な柱状図の基となるデータが示され、また、上記のとおり今後は適切な記載の柱状図を提出するとの方針が示されたことから、審査を継続することができる状況になったと判断した。

○令和 3 年 4 月 15 日 日本原電からヒアリング資料提出

- ▶ 日本原電から、敷地の地形、地質・地質構造についての説明資料が提出される。提出された資料は、本編資料（主に K 断層¹の連続性評価に係る検討内容）及び補足説明資料（柱状図集等）4 部の計 5 資料で、計約

¹ 敦賀発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合は、K 断層とは、敦賀発電所敷地内の D-1 トレンチ等で認められる断層であり、活動性に関して最新活動時期が後期更新世以降であることを否定できず、連続性に関して D-1 トレンチより南方へ連続している可能性があり、D-1 破碎帯等、原子炉建屋直下を通過する破碎帯のいずれかと一連の構造である可能性が否定できないと評価している。

660 ページ。日本原電は、改善した品質保証プロセスのもとで、これらの資料を作成したとしている。

○令和3年5月19日 ヒアリング実施

- ▶ 日本原電から、令和3年4月15日に提出された資料からの修正箇所が1箇所あったとして、修正に係る説明資料が1資料提出される。
- ▶ 審査チームは、日本原電から提出された資料を用いてヒアリングを実施。

○令和3年6月28日 日本原電からヒアリング資料提出

- ▶ 日本原電から、令和3年5月19日のヒアリングを踏まえて内容を更新した資料が提出される。提出された資料は、本編資料（主にK断層の連続性評価に係る検討内容）及び補足説明資料等3部の計4資料で、計約640ページ。

○令和3年7月16日 日本原電からヒアリング資料提出

- ▶ 日本原電から、令和3年6月28日に提出された資料からの修正箇所が8箇所あったとして、修正に係る説明資料及び修正後の資料（本編資料、補足説明資料の計約580ページ）が提出される。

審査チームは、日本原電からこれまでに提出された資料について、その内容を確認中。

3. 今後の進め方（案）

前記の経過報告において、敦賀発電所2号炉の審査資料作成においては、柱状図の位置づけに対する関係者の認識の違いがあったことや、肉眼観察及び薄片観察による膨大な破砕帯に係るデータを処理するために必要な業務管理が適切に実施できていなかったことが確認されている。

これを踏まえると、今後、破砕帯等に係る審査において、柱状図の調査データ等に基づく事業者の評価結果の妥当性を技術的な観点から審議を行うためには、審査資料の信頼性が確保されることが必要である。

このため、原子力規制検査においては、当面、①調査データのトレーサビリティが確保されること、及び、②複数の調査手法により評価結果が審査資料に示される場合はその判断根拠が明確にされること、の2点が確保される業務プロセスが構築されているかについて優先的に検査を進めることとし、審査チームは、このような業務プロセスの構築が確認されるまでの間は、審査会合を実施しない。

<参考>

- 参考 日本原子力発電（株）敦賀発電所2号機ボーリングコア柱状図データ書換えの原因調査分析に係る原子力規制検査の実施状況（経過報告）
（令和3年7月28日第23回原子力規制委員会資料2）